第2回 清瀬市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画 策定委員会
議事要旨

件　　名 第2回 清瀬市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定委員会

事 務 局 福祉子ども部 障害福祉課 障害福祉係

開催場所 清瀬市役所１階 会議室1－1

日　　時 令和8年８月 24 日(月) 14:00～16:00

出 席 者 委員７名
浅野 穂高、川見 直也、菊間 英子、下田 一紀、 冨永 健太郎、
贊川 信幸、稗田 知子、
(五十音順、敬称略)

欠 席 者　岩澤 寿美子、 熊谷 大、 森田 憲英(敬称略)

会議次第

１ 報告事項
・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(令和6～8年度)の数値目標の達成状況について

２ 協議事項
・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画(令和9～11 年度)における重点項目について
・障害福祉計画 障害福祉サービスの充実について
・障害者へのインタビューについて

３ その他

議事録

委員長	こんにちは。第 2 回清瀬市第 8 期障害福祉計画第 4 期障害福祉計画策定委員会を開始いたします。本日もよろしくお願いいたします。冒頭に事務局からよろしくお願いします。
事務局	本日は原田市長並びに渡辺福祉子ども部長が出席しています。初めに原田市長よりご挨拶を申し上げます。
市長	皆さん、こんにちは。清瀬市長の原田ひろみと申します。本日は清瀬市の障害福祉計画と障害児福祉計画の策定委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃より清瀬市の障害福祉をはじめ市政全般に当たり、ご理解やご協力いただいておりますことに心から感謝を申し上げます。今日は最後までご一緒させていただいて、この計画の成果目標の達成状況をはじめとして、障害福祉を巡る課題の認識を深めることができたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私自身も、障害福祉の分野については、市民の皆さん、特に当事者の皆さんからはまだまだ宿題がいっぱい出されている分野だと思っています。誰もが事故や病気によって障害を負うことがあるわけですけれども、人間として尊厳のある生活ができるかどうかといったら、まだまだそういう社会になっていないということを感じますし、偏見や差別もゼロではありません。そうした実態の中にある当事者の皆さんに寄り添っていただいて、一人一人の人生に伴奏してくださっている皆様だと思っています。本当に日頃からのご尽力に感謝を申し上げます。この夏の猛暑だとか、日頃から災害が相次いでいて、おとといの緊急地震速報でも起きた方も多かったと思うのですが、いざ災害ということになれば、一層問題は深刻だと思っています。課題を一つ一つ共有させていただきながら、解決に向けて誰もが安心して暮らしていける清瀬につなげていくためにも、私も頑張っていきたいと思っていますので、どうぞご協力いただきたいと思っています。大事な計画の策定になりますので、ご尽力よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。次に紹介のみになりますが渡辺福祉子ども部長です。よろしくお願いいたします。
部長	よろしくお願いします。
事務局	続きまして、本日傍聴にお越しの方々をご紹介させていただきます。 既にグループの中に入っていただいておりますが、日本社会事業大学の実習生５名。事業所の職員の方 1 名様にもご参加いただいております。皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。
委員長	皆さん今日もよろしくお願いいたします。今事務局から説明いただきました傍聴についてですが、限られた時間の中で多くの話題について議論ができるようにということで、島式で小グループのディスカッションという形にしています。特に議題の2の協議事項については扱おうと思っております。傍聴というのは聞くだけが基

	本ではありますが、学びの機会ということで、また人数も人数ですので、必要に応じて発言いただいても結構かなと思いますが、そういう前提でよろしいでしょうか。では、早速議題に沿って進めていきます。

1 報告事項

委員長	1 番目報告事項。第 7 期障害福祉計画第 3 期障害児福祉計画の成果目標の達成状況について、事務局お願いいたします。
事務局	資料1－1「第 7 期障害福祉計画第 3 期障害児福祉計画の成果目標の達成状況について」の説明
委員長	ありがとうございます。これの位置づけですが、議題にも関連するんですけれども、第 7 期障害福祉計画と第 3 期障害福祉計画のそもそもの目標設定がこれで妥当なのかという議論は本来あろうかと思いますが、現状がどういう成果の実態であるのかという数値を報告するというところであります。計画の方に関しても、本来はニーズを踏まえて実際どれぐらいが必要なのかという具体的な議論が必要であろうかと思いますが、それについては第 9 期の障害者計画の策定と合わせて少し大規模なニーズ調査等を行って具体的に検討するというところでありますので、現行の目標値に対する実績とそれに対する説明等について何かご意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。
委員	数字のところで確認の話なのですが、先ほど説明いただいた1頁目の表の成果目標の目標①地域生活移行者数（B）の実績値が2人（3.8%）となっているのですけど、お話では 3 人とのことですが?
事務局	表の 2 人というのは令和 7 年度までの数字になっております。8年度 1 人が移行される見込みになっておりますので、3人という形で報告をさせていただきました。後で 3 人に修正することになると思います。
委員	5頁目の一般就労移行者数の成果目標は内訳の12人、0人、1人なので合計13人になるのではないですか。
事務局	失礼しました。13人に直させていただきます。
委員長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。私も関連して確認させてください。今この表に載っている実績は令和 7 年度までの、あるいは今日までの時点で更新できているものかと思います。実際に令和 8 年度末の達成状況は、公表となる 3 月 31 日までは追えないのかなと思うんですけれども、この後も地域移行者や就労した人とかいればギリギリまで更新するということですね。
事務局	年度に関しては 7 年度までをベースにしているのですが。目標値としては 8 年度なら 8 年度までなんですが、実績値としては 7 年度という形で。文章には策定するその時までの数値を入れることはできるんですが、表としては、実績値が前年度までの確定値として載せる形になると思います。
委員長	はい。判りました。他はいかがでしょうか。
委員長	私からよろしいですか。2 ページの成果目標②施設入所者削減数のマイナス 2 と

	いうのは下回っているという表現でよいのか。入所者数の削減が目標であるならばゼロではあったけれども、2 人減りました。というのは目標では増減なしと見ていたけれども、減らすことができたという肯定的な意味合いなのか。説明では都の目標を下回っていたという表現だったかと思うんですが、この解釈は？
事務局	国の指針が 5%以上の削減だったので、まだ 5%には達していないという表現です。先生のおっしゃっているとおりで減ってはいるが、国が定めている%からはまだ未達成ということです。
委員長	複雑ですね。あと 6 ページの③就労定着支援事業の増加について、市内には定着支援事業所がないためということで、データなしという記載になっていますが、非該当という意味合いになりますか？表現がデータなしで良いのかを確認いただければ。
委員長	7 ページ①の重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置は、設置基準を達成しているが、参加・包容（インクルージョン）の推進ができたのかどうかという質的なことになるので記述は難しいと思いますが、ここは特に記載せずで宜しいでしょうか。
事務局	児童発達支援センターは都道府県の管轄になっていまして、清瀬市で評価というのがなかなか難しいものになります。資料 1-2 には、児童発達支援センターのとことこさんの記載を、障害児の支援の体制の整備等に付け加え、しっかりそこの部分をとことこさんの方でやられているということを付け加えさせていただいています。
事務局	資料 1-2 の 7 ページに、とことこさんの対応を含めてインクルージョンの推進の所で記載しています。
委員長	ここでは令和 8 年度までどうだったのかを一旦記載し、第 8 期でもさらに進めていくということで、つながりがあるかなと思ったところではありました。
副委員長	とことこさんとの連携というのはこれまでもやってきたわけで、この 7 期の振り返りのところで触れても良いのではないですか。
事務局	ご意見を踏まえ、追記します。
委員	地域移行者数について、地方の入所施設が敷地近くにグループホームをつくり移行するケースがあると思うんですけど、清瀬市の取り方としては市に戻ってきたという取り方なのか、サービスが施設入所支援からグループホーム等に移ったということでの取り方をしているのか、教えていただけますか
事務局	後者の方です。同一敷地内でも援護地が清瀬市にありましたら、清瀬に戻るということでなくてもカウントしています。
委員長	それでいいのかというご議論もあろうかと思います。計画の数値での考え方と、いや、清瀬市としてはもっとこう考えたらいいんじゃないかというのは色々あると思いますので、そこは 8 期では難しいかもしれないですけれども、今後市の考え方というのを議論してみるかなと思います。 また、もしお気づきの点がありましたら、終わってからでも事務局の方にお伝えい

	ただければと思います。

2 協議事項

委員長	では 2 の協議事項のまずは第 8 期障害福祉計画第 4 期障害児福祉計画における重点項目について、事務局よりお願いいたします。
事務局	資料1－2「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画における重点項目について」、資料1－3「障害福祉計画　障害福祉サービスの充実について」の説明
委員長	ありがとうございます。事務局から説明を受けたように、前回ニーズ調査をしてから目標を設定するのが妥当と話したわけでございますが、先ほども触れたように、今期はトレンドであるいは国の指針のサービス見込み量等々に合わせた数値を設定するというのが前提として、次期以降、本当に 3 人というのは 3 人が妥当なのかといった議論はそちらできちんと行うということでございます。
委員長	今日はこの後、グループで協議検討すべき項目が多くありますので、グループごとに検討する部分を割り振りそれについて、数値も確認いただくんですけれども、こういう文言で目標を設定していくというところについて、市ではもっとこういうことをやっているんじゃないかとか、こういうのを盛り込んだほうがいいんじゃないかなど、皆様の立場から質的な部分についてご意見をいただき、それを持ち帰って 3 回目の会議で反映させた計画案を示し、そこで確認、議論をいただくという流れを考えております。
副委員長	一つだけ事務局に伺いたいんですけど、先ほどあったグループホームの総量規制の話ですが、法人サイドからすると心配なところがあって、法人事業所に何ら影響を与えないというふうに考えてよろしいですか。清瀬市の見解を少しだけお伺いしたいんですけど。
事務局	基本的には事業所には影響のない形でと考えていますし、新設のグループホームを建てる、建てないというところでの規制がメインと捉えていますので、利用者さんが利用したいというグループホームに関して入所できる、できないということに関しては、ご希望通りに入所していただくような形で考えています。新たに清瀬市内にグループホームを建てる、建てないという時には、その規制も踏まえて対応させていただければと考えています。
委員長	計画とは関係ありませんが、総量規制ということは、規制の数を実際に超えた場合って何かお咎め、ペナルティというのはありますか。
事務局	特に通知の中ではそういうことはなく、通知を踏まえてやってくださいよということです。地域の実情を踏まえてというのが国から示された文書でありますので、グループホームの希望者がいらっしゃいましたら、きちんとアセスメントを行わせていただいて、グループホームの入所の支援をさせていただければと思っております。
副委員長	地域移行に関連してくるところですからね。分かりました。ありがとうございます。
委員長	足枷になるとかそういうものではなく、エビデンスベースでサービスの利用を説明

	できるものであればよろしいという位置づけではなかろうかと思います。

グループ討議・発表

委員長	では最後集約する時間もありますので、3 時半まで各グループで議論をいただければと思います。オブザーバーの方は、すみませんが議論の概要を記録していただければと思います。何か進め方についてご質問、補足とかありますか、よろしいですか。ではそれぞれよろしくお願いいたします。
グループ討議	各3グループで討議
委員長	では、各グループで出てきた意見、いろいろ議論がされたと思いますので、全ては難しいかと思いますが、主にこういう点の議論がされたなどの紹介をいただきたいと思います。
第1グループ	1グループです。まず資料 1-2 の(1)福祉施設の入所者の地域生活移行についてです。文章としては問題ないのですけれども、今後、施設の入所者の方も重症化してくるため、今期については削減するというよりも、施設の地域化というところ、施設のサービスの充実を目指したほうが良い良いのではないかという考えも示されました。施設の中でも、地域と同じように暮らせることを目指すことも重視していただきたいという意見もいただきました。単純に人数を目標とするだけではいけないのではないかという意見もいただきました。入所者についても施設で暮らしたいという考えなどもあり、そうした課題を踏まえて特に修正をお願いいたします。 続いて(3)福祉施設から一般就労への移行等は文章、数値とも問題はないとのことです。 続いて資料 1-3 の 2、3 です。まず 2 番目の日中活動系サービスについて、1 つめの○についての文書は問題ないということ。 2 つめの生活介護については、特別支援学校の卒業生にターゲットを絞るのが少し違和感があるという意見です。受入れ側の体制の確保についてはやはり、広報であるとか、そういった施設側・経営側としての広報だけでは限界があるというところで、そういった広報といったところも支援も含めて行っていくというような意見がありました。 3 つ目の自立訓練については少し抽象的なのではないかというところで、自立訓練にはどういった課題があるのか、そういった課題についてどういう取組をした方がいいのか、そういったことが指摘されていると分かりやすいという考えがありました。
副委員長	5 ページの自立訓練の文章ですけれども、利用者の障害特性や利用目的を踏まえるという文章ですが、これはどこにでも通用するんですよね。ですので、自立訓練に特化した利用者像が判るような書き方にしてもらいたいと思います。

第1グループ	続いての短期入所については、文言に修正があります。3 行目、受入可能な事業所の状況把握や必要に必要にと、2 回続いています。 5 つ目の就労移行支援については、力を入れるべきではないかということで、何が課題なのかが見えづらいという意見がありました。 就労移行支援、就労継続支援について、就労移行は安定しているということなんですが、就労継続支援の A・B 型については、7 期の報告の中でステップアップ支援が課題化されているので、それに対しての取り組みがあると良いということ。また、A・B は今後分けてきて示した方が良いという意見がありました。 居住系サービスの共同生活援助についてですが、総量規制がある中で、いかにニーズに答え、稼働を上げていくために自立訓練なども充実させていく必要があるという中で、概ね変更なしとのことで意見がありました。 6つ目の施設入所支援については、施設の地域化というところが必要ではないかという意見がありました。文言としては「地域移行を基本としつつも」は削除してもいいのではないかという意見がありました。 18 ページの地域生活支援事業の内容については、概ね文章どうりで良いのではと思いました。
第2グループ	7 ページ(4)障害児支援の提供体制の整備ですが、重層的な地域支援がとても重要ですが、やはり、とことこさんとか子ども学園等で基準を満たしているというところはあるのですが、それが機能しているかを十分に検討していく必要があると思います。例えば、福祉機関の連携や教育、福祉のつながりが、保護者からすると点でつながってしまっていて、なかなか一本の線になっていかないところがあるので、そのようなものを充実させるなどの話が出てきました。 今、清瀬市で医療ケアの対象のお子さんがどの程度いるのか実態把握が、どこでできているのかということで、教育と福祉関係でも同じような提供ができるというところをやるためにも保護者への情報提供や支援ニーズに応じるというよりも、市としてできることをしっかりオープンにすることが大事という話が出ました。 ⑦の強度行動障害の状態になるというところですが、最初の「子どもの特性と家族の状況に応じた適切な関わり」という文章が、保護者や家族の関わり方によってそういう状態を引き起こしているという印象を与え、自分たちの関わりが良くないのではと責められているような印象を受けるというご意見がありました。表現に関し最初に書くのではなく、本市ではいろんな支援をしていくというところで適切な関わりが大切なので、情報提供をしていく、研修を通じてといった表記の方が良い、という話が出てきました。 全体的には実態把握をしながら、まず支援できることを整備し、幅広く市民に周知していくということで、申請するから得られるというわけではなくて、まず皆さんが知るということを大事にした施策にしていただきたいという意見が出てきました。
委員長	いろんな議論がされましたが、そこで議論されたこと、結局はここがスタートしな

	いと、この地域生活支援の充実などの議論にもいかないのではないかというところは繰り返し出てきました。 私たちは 4 しか議論していないのではなく、4 からいろんなところに発展するというところです。 なので、ここの表現など具体的なところは限られるんですけれども、実態を検討したり、事業所間あるいは課を超えたつながり、コーディネートのあり方について具体的に検討していくこと、そのこと自体は第 8 期に盛り込んでもよいのではと、そんな議論になったと思います。 ありがとうございました。
第3グループ	1-2 の(6)10 ページの相談支援体制の充実ですが、基幹相談支援センターの書きぶりについて、一番最後のように「設置のあり方について、引き続き検討を進め、設置に向けて検討します」という文言で、検討して、検討するという、いつ設置されるのか遥か先に感じるような文言になっています。8期では設置にならないのかと思ってしまうため、もう少し元気の出る文言がありがたいと思っています。これについて、障害者相談支援事業についての記載、「相談支援体制の充実」の中で、既に第 2 層の相談支援として社協と椎の木会さんにあるが、記載が全くなく、そこについても相談支援体制ということでどういう役割を果たしていくものかという記載が必要と思います。 11 ページの(7)「障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」については、やはり事業所以外にしっかり相談できるような窓口があるのが良いというところと、相談支援と連携してとありますが、情報をどのように集約をしていくのか、市の中に蓄積にしていくのが一番良いことだと思います。全体意見としては、相談があって市の人とかが一緒に考えてくれるような伴走があるといいという話もありましたし、そういうのがあると相談しやすいという意見が出ました。 次に 8 ページのところについては、特段先ほど申し上げた以上の意見は出ませんでした。 19 ページの(3)相談支援事業について先ほど申し上げたとおり、障害者相談支援事業についてもう少しどのような機能を果たしていくのかを具体的に示さないと、何をしているかよくわからないというところです。 基幹相談支援センター等強化事業については、強化事業ではなくて、設置に向けて具体的にないと、やっぱり現場の相談員でずっと検討を重ねてきたものからすると姿形が見えないものをさらに検討していくという表現については、なかなか厳しいのではないかという話が出ていますので、ぜひこれについては設置を見込んだ表現を望みます。これは予算の話に出てくるところではあるので、検討いただきたいと思っています。 (4)成年後見制度については、周知・理解・啓発が大事で、特に今回、民法の改正があり、制度について大きく変わるので、最新の情報の普及啓発や利用の促進

	が重要ではと思っています。そのような文言にするかしないかはこの中に含まれるということであればそうですが、そういったことでの役割を期待したいところです。 (5)法人後見支援事業のところについてはぜひ推進をしてほしいというところですが、市民後見の養成について、年度によって開催したりしなかったりというところがあって、計画的な養成の仕組みがあると、活躍したい方に届くかな、というところで話が出ています。
委員長	ありがとうございました。本来ならば、ここで出てきた意見をもとにさらにディスカッションというのができると良いのでしょうけれども、まずは一旦お話しいただいたものを持ち帰り、それについて検討して、次回の資料でまた検討するという流れです。 皆さん本当に大変な議論をよくしていただいたなと思っています。私が入った 2 グループで象徴的だなと思ったのが、計画に盛り込まなきゃいけない項目とか、事業は分かれてはいるんだけれども、それ単独での議論は難しく、これがあればあっちも関わるとか、結局、相談支援、基幹の話が出たりというところがあった中で、それでもつながる議論をいただいたと思い聞いておりました。 ありがとうございました

障害者へのインタビューについて

委員長	では 3 番目。この計画の中に項目として加わります「障害者のインタビューについて」事務局からお願いいたします。
事務局	インタビューについて説明
委員長	ありがとうございます。インタビューの対象について、前期の計画でもインタビューを計画に載せています。インタビューによって質的にニーズを明らかにするという位置づけよりも、障害者、障害を経験している人の姿を市民に理解していただくような位置づけであるというところがありました。 選定に当たっては、計画に記載されている内容と関連する姿が見えるようなところで今回人選を提案しているというところでございますが、何かご意見等はありますでしょうか。位置づけとしてはご理解をいただければと思います。 スケジュール的には次回 9 月 14 日の第 3 回目の時に、途中になるかもしれませんけど報告をさせていただき、4 回目の 10 月 26 日には揃うということになります。用意した議題としては以上ですが、その他で何かございますでしょうか。

3 その他

委員長	次回が 9 月 14 日でここ同じ場所です。予定している議題としては今日いただいた議論を踏まえて更新したものをまたご確認ということになります。期間が約 1 ヶ月ぐらいです。今日の意見に後からまたコメントがありましたら、事務局の方にお寄せいただいて盛り込みます。継続して素案をパブコメに出すまではお願いします。
事務局	次回の計画の策定委員会に間に合うためには、大変申し訳ないんですけど、8 月 27 日までにと思っておりまして、事前にアンケートをいただいた URL がありますので、そこに入れていただければと思っております。短い時間で大変申し訳ございませんが、よろしくお願いできたらと思っております。
委員長	はい。鉄は熱いうち打てということで、今週末までに、よろしくお願いいたします。今日もご議論ありがとうございました。

以上